特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
5	二宮町　国民健康保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

二宮町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

二宮町長

公表日

令和8年9月30日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	二宮町は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・住民の異動届（転入、転出、社入、社離等）、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制（みなし）世帯主に対し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額、子ども・子育て支援納付金課税額を合算し、国民健康保険税額（年税額）を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減及び減免を行う。 銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。 ・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条に基づいて、二宮町は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	国民健康保険(資格)システム 国民健康保険（賦課）システム 国保給付管理システム 収納消込／滞納管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム 医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名
国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 資格情報（個人）ファイル 所得・資産情報ファイル 減免・軽減申請情報ファイル 国保給付ファイル 国民健康保険収滞納ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表24、44の項 国民健康保険法（昭和33年12月27日号外法律第192号） 第113条の3　第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　48(※1)、69、70、71(※2)の項 ※1. 第48項は「国民健康保険税」の場合のみ。 ※2. 特例対象被保険者に係る届出の確認は、国民健康保険(資格)システムで行っています。 ■情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 ■オンライン資格確認の業務 番号法 附則第6条第4項　(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の業務として機関別符号を取得する等)、並びに国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部　福祉保険課
②所属長の役職名	福祉保険課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	二宮町役場 福祉部 福祉保険課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	二宮町役場 福祉部 福祉保険課

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　]接続しない（入手）**	**[　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれにおいても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書等の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［ ○ ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	二宮町情報セキュリティポリシーに則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また特定個人情報の取扱いについて、以下の運用を徹底しており、これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損へのリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは施錠できる書棚等に保管 ・USBメモリは事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を実施	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月28日	評価実施機関における担当部署	①　健康福祉部　保険医療課 ②　中舘　恵利子	①　健康福祉部　福祉保険課 ②　黒石　俊彦	事後	
平成28年7月28日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	二宮町役場　健康福祉部　保険医療課	二宮町役場　健康福祉部　福祉保険課	事後	
平成28年7月28日	特定個人情報ファイルの地理扱いに関する問合せ	二宮町役場　健康福祉部　保険医療課	二宮町役場　健康福祉部　福祉保険課	事後	
平成29年7月31日	Ⅱの1の時点	平成27年7月1日時点	平成29年7月10日時点	事後	その他の項目の変更であり事前提出が義務付けられな
平成29年7月31日	Ⅱの2の時点	平成27年7月1日時点	平成29年7月10日時点	事後	その他の項目の変更であり事前提出が義務付けられな
令和1年6月29日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における担	②　黒石　俊彦	②　福祉保険課長	事後	
令和1年6月29日	Ⅳ　リスク対策		追加	事後	
令和1年6月29日	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1．国民健康保険（税）システム 2．国民健康保険（資格）システム 3．国民健康保険（給付）システム 4．収納消込／滞納管理システム 5．国保総合システム 6．団体内統合宛名システム 7．中間サーバー	国民健康保険(資格)システム 国民健康保険（賦課）システム 国保給付管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム	事後	
令和1年6月29日	2．特定個人情報ファイル名	（1）国民健康保険税賦課ファイル （2）国民健康保険資格ファイル （3）国民健康保険給付ファイル （4）国民健康保険収滞納ファイル	国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 資格情報（個人）ファイル 所得・資産情報ファイル 減免・軽減申請情報ファイル 国保給付ファイル	事後	
令和1年6月29日	4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	全文	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第2、27（※1）、42、43、44項（※2） 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号）　第2条、第20条（※1）第25条、第26条（※2） ※1．第27項、第20条は「国民健康保険税」の場合のみ。 ※2．特例対象被保険者に係る届出の確認は、国民健康保険（資格）システムで行っています。 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第2、3、5、26、33、39、42、58、62、80、87、97の項 並びに内閣府・総務省令第七号　第2条、第3条、第5条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第49条	事後	
令和4年3月11日	4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第2、27（※1）、42、43、44項（※2） 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号）　第2条、第20条（※1）第25条、第26条（※2） ※1．第27項、第20条は「国民健康保険税」の場合のみ。 ※2．特例対象被保険者に係る届出の確認は、国民健康保険（資格）システムで行っています。 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第2、3、5、26、33、39、42、58、62、80、87、97の項 並びに内閣府・総務省令第七号　第2条、第3条、第5条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第49条	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第2、27（※1）、42、43、44項（※2） 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号）　第2条、第20条（※1）第25条、第26条（※2） ※1．第27項、第20条は「国民健康保険税」の場合のみ。 ※2．特例対象被保険者に係る届出の確認は、国民健康保険（資格）システムで行っています。 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第2、3、5、26、33、39、42、58、62、80、87、97の項 並びに内閣府・総務省令第七号　第2条、第3条、第5条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第49条	事後	
令和4年3月11日	Ⅱの1の時点	平成29年7月10日時点	令和4年3月11日時点	事後	
令和4年3月11日	Ⅱの2の時点	平成29年7月10日時点	令和4年3月11日時点	事後	
令和6年3月27日	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険(資格)システム 国民健康保険（賦課）システム 国保給付管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム	国民健康保険(資格)システム 国民健康保険（賦課）システム 国保給付管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム 医療保険者等向け中間サーバー等	事後	重要な変更に該当しないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月27日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項　別表第一の16、30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第16条 ・別表第一省令第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項　別表第一の16、30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第16条 ・別表第一省令第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 3. 国民健康保険法（昭和33年12月27日号外法律第192号） ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事後	重要な変更に該当しないため
令和6年3月27日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第2、27（※1）、42、43、44項（※2） 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号）　第2条、第20条（※1）第25条、第26条（※2） ※1. 第27項、第20条は「国民健康保険税」の場合のみ。 ※2. 特例対象被保険者に係る届出の確認は、国民健康保険（資格）システムで行っています。 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第2、3、5、26、33、39、42、58、62、80、87、97の項 並びに内閣府・総務省令第七号　第2条、第3条、第5条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第49条	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第2、27（※1）、42、43、44項（※2） 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号）　第2条、第20条（※1）第25条、第26条（※2） ※1. 第27項、第20条は「国民健康保険税」の場合のみ。 ※2. 特例対象被保険者に係る届出の確認は、国民健康保険（資格）システムで行っています。 番号法附則第6条第4項　（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） 国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第2、3、5、26、33、39、42、58、62、80、87、97の項 並びに内閣府・総務省令第七号　第2条、第3条、第5条、第19条、第22条の2、第24条の	事後	重要な変更に該当しないため
令和6年3月27日	Ⅱの1の時点	平成29年7月10日時点	令和6年1月31日時点	事後	重要な変更に該当しないため
令和6年3月27日	Ⅱの2の時点	平成29年7月10日時点	令和5年9月1日時点	事後	重要な変更に該当しないため
令和7年6月25日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	番号法の別表第二に基づいて	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条に基づいて	事後	
令和7年6月25日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険(資格)システム 国民健康保険（賦課）システム 国保給付管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム 医療保険者等向け中間サーバー等	国民健康保険(資格)システム 国民健康保険（賦課）システム 国保給付管理システム 収納消込／滞納管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム 医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和7年6月25日	2. 特定個人情報ファイル名	国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 資格情報（個人）ファイル 所得・資産情報ファイル 減免・軽減申請情報ファイル 国保給付ファイル	国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 資格情報（個人）ファイル 所得・資産情報ファイル 減免・軽減申請情報ファイル 国保給付ファイル 国民健康保険収滞納ファイル	事後	
令和7年6月25日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項　別表第一の16、30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第16条 ・別表第一省令第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 3. 国民健康保険法（昭和33年12月27日号外法律第192号） ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	番号法第9条第1項　別表24、44の項 国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月25日	4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第2、27（※1）、42、43、44項（※2） 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号） 第2条、第20条（※1）第25条、第26条（※2） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48（※1）、69、70、71（※2）の項 ※1．第27項、第20条は「国民健康保険税」の場合のみ。 ※2．特例対象被保険者に係る届出の確認は、国民健康保険（資格）システムで行っています。 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第2、3、5、26、33、39、42、58、62、80、87、97の項 並びに内閣府・総務省令第七号 第2条、第3条、第5条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第49条	■情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48（※1）、69、70、71（※2）の項 ※1．第48項は「国民健康保険税」の場合のみ。 ※2．特例対象被保険者に係る届出の確認は、国民健康保険（資格）システムで行っています。 ■情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 ■オンライン資格確認の業務 番号法 附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の業務として機関別符号を取得する等）、並びに国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和7年6月25日	5．評価実施機関における担当部署	健康福祉部 福祉保険課	福祉部 福祉保険課	事後	
令和7年6月25日	7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	二宮町役場 健康福祉部 福祉保険課	二宮町役場 福祉部 福祉保険課	事後	
令和7年6月25日	8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	二宮町役場 健康福祉部 福祉保険課	二宮町役場 福祉部 福祉保険課	事後	
令和7年6月25日	Ⅱの1の時点	令和4年3月11日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年6月25日	Ⅱの2の時点	令和4年3月11日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年6月25日	8．人手を介在させる作業		新規記入		様式変更による項目追加
令和7年6月25日	11.最も優先度が高いと考えられる対策		新規記入		様式変更による項目追加
令和8年9月30日	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	二宮町は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制（みなし）世帯主に対し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算し、国民健康保険税額（年税額）を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減及び減免を行う。	二宮町は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制（みなし）世帯主に対し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額、子ども・子育て支援納付金課税額を合算し、国民健康保険税額（年税額）を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減及び減免を行う。	事後	
令和8年9月30日	Ⅱの1の時点	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	
令和8年9月30日	Ⅱの2の時点	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	